

令和2・3年度 保険料率等について(総括)

資料1

① 保険料率

	現行	令和2・3年度	現行からの増減
均等割額	42,965円	44,589円	+1,624円
所得割率	8.86%	8.99%	+0.13%
一人当たり年間 保険料額(軽減後)	64,709円※	66,378円	+1,669円

※平成31年度・令和元年度一人当たり保険料

② 保険料率の試算(2年間合計)

費用	459,905,189,579円	医療給付費・財政安定化基金・保健事業費・ 審査支払手数料・葬祭費など	
収入	408,741,061,547円	国 4/12 県 1/12 市町 1/12 支払基金(支援金) 4/10 第三者納付金など	
費用－収入	51,164,128,032円		
保険料抑制 活用額	4,153,113,686円	剰余金	
保険料収納必要額	47,011,014,346円	費用－収入－保険料抑制活用額	
目標収納率	99.4%	【参考:平成30年度収納率】 全体分徴収率:99.46% うち、普通徴収徴収分:98.63%	
保険料賦課総額	47,294,783,044円	保険料収納必要額 ÷ 収納率	
被保険者数	554,938人	R2年度見込 276,915人	R3年度見込 278,023人

令和2・3年度の保険料率について

1. 後期高齢者医療にかかる費用負担

医療費から窓口で支払う患者負担分（所得により1割または3割）を除いた額の約1割を保険料で賄います。残りの9割のうち、5割は公費（国：県：市町＝4：1：1）、4割は現役世代からの支
 援金で賄います。

患者 負担	公費（5割） [国：県：市町＝4：1：1]
	保険料 （約1割）
	現役世代からの支援金（約4割）

※ 高齢者負担率・・・平成20・21年度：10.00% 平成22・23年度：10.26% 平成24・25年度：10.51% 令和2・3年度：11.41%
 平成26・27年度：10.73% 平成28・29年度：10.99% 平成30・31年度：11.18%

2. 保険料率の決め方

保険料率は2年ごとに算定します。算定にあたっては、2年間の事業費と保険料以外の収入を見込み、必要となる保険料額を見積ります。そして、必要な保険料額が収納されるように目標収納率に基づき、保険料賦課総額を算出します。保険料賦課総額から、保険料率（均等割額、所得割率）を算定します。なお、所得割と均等割の比率は、所得割47：均等割53です。

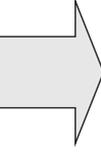
3. 令和2・3年度の保険料率の算出

- (1) 保険料収入必要額の算出：① 令和2・3年度事業費見込額 459,905,189,579円 - ② 保険料以外の収入 408,741,061,547円 = ③ 保険料収入必要額 51,164,128,032円
 (2) 保険料賦課総額の算出：③ 保険料収入必要額 51,164,128,032円 ÷ 目標収納率(99.4%) = ④ 保険料賦課総額 51,472,965,827円

⇒ (参考) この時点での保険料仮算額

均等割 48,528円 所得割率 9.91%

一人当たり年間保険料額（軽減後） 72,269円



※令和元年度末における剰余金見込額 ⑤ 4,153,113,686円を投入

- (3) 保険料収入必要額（剰余金投入後）の算出：③ 保険料収入必要額 51,164,128,032円 - ⑤ 剰余金見込額 4,153,113,686円 = ⑥ 保険料収入必要額 47,011,014,346円
 (4) 保険料賦課総額（剰余金投入後）の算出：⑥ 保険料収入必要額 47,011,014,346円 ÷ 目標収納率(99.4%) = ⑦ 保険料賦課総額 47,294,783,044円

⇒ 保険料率改定案

均等割 44,589円 所得割率 8.99%

一人当たり年間保険料額（軽減後） 66,378円

4. 令和2年度以降のその他の改正点(国の改正)

① 均等割保険料の軽減対象の拡充

【2割軽減の拡大】軽減対象となる所得基準額を引き上げる。

(現行) 基準額 33万円+51万円×被保険者数

(改正後) 基準額 33万円+52万円×被保険者数

【5割軽減の拡大】軽減対象となる所得基準額を引き上げる。

(現行) 基準額 33万円+28万円×被保険者数

(改正後) 基準額 33万円+28.5万円×被保険者数

② 保険料賦課限度額の引上げ

(現行) 62万円 ⇒ (改正後) 64万円

③ 保険料軽減特例の見直し

【均等割軽減】

同一世帯の被保険者及び世帯主の総所得金額等が33万円以下

(現行) 8.5割軽減 ⇒ (2年度) 7.75割軽減 ⇒ (3年度) 7割軽減

33万円以下のうち、被保険者全員が年金収入80万円以下

(現行) 8割軽減 ⇒ (2年度) 7割軽減